工場立地法における 太陽光発電施設の位置付け等について(案)

平成22年2月

産業構造審議会地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1 . 工場立地法施行後の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1)工場における緑地・環境施設面積率の増加
(2)製造業関連の公害苦情件数の減少
2 . 工場立地法の見直し検討に至った背景・・・・・・・・・・・・・・ 4
3 . 工場立地法見直しにかかる検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(1)工場立地法における太陽光発電施設の位置付けについて
見直しを検討する意義・必要性
検討内容
. 太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて
. 重複の取扱いについて
. 緑地・環境施設面積率の変更について
(2)緑地面積減少にかかる「軽微な変更」について
見直しを検討する必要性
検討内容
4.検討を踏まえた制度改正の方向性・・・・・・・・・・・・・・13
(1)太陽光発電施設の位置付けについて
太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて
屋上に設置される太陽光発電施設の取扱いについて
環境施設と緑地が重複した場合の取扱いについて
(2)軽微な変更への追加について
結語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会検討経過・・・・・・17

はじめに

昭和34年、工場立地の適正化に資するため、工場適地調査及び工場の設置に関する助言を行うことを目的とした「工場立地の調査等に関する法律」が制定された。その後、昭和40年代後半の公害問題の深刻化に伴い「事業者の社会的責任」が問われるようになり、事業者は工場の立地に際して、公害、災害等の防止に万全を期することに加え、工場の緑化等を進め、積極的に地域の環境づくりに貢献することが求められるようになった。このため、工場の立地段階から、工場と周辺地域の生活環境との調和を図ることにより、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるような基盤を整備することを目的として、昭和48年に「工場立地の調査等に関する法律」が改正され、一定規模以上の特定工場に対して一定の緑地面積及び生産施設面積を義務付けるなどの規定が追加された「工場立地法」が制定された。

法施行から30年以上を経た今日、環境規制関連法が整備されるとともに公害防止技術も長足の進歩を遂げるなど、我が国の工場立地を巡る環境も大きく変化してきている。本小委員会でも、平成20年1月にとりまとめた報告書において、今後の工場立地法のあり方について基本的な方向性として、従来の環境負荷物質のみに着目するのではなく、新たにCO2対策などのより広い視点での環境問題に着目して考えるべき等の指摘を行った。

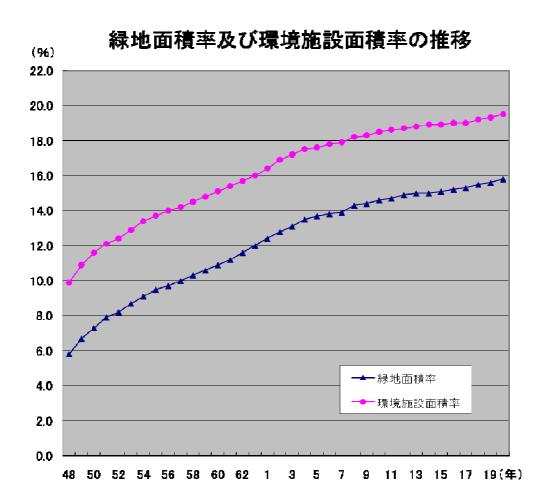
そうした中、全国規模規制改革要望への対応や、緊急経済対策において位置付けられた項目についての検討の必要性が生じたことから、本小委員会を開催し、工場立地法における太陽光発電施設の取り扱い等について検討を行うこととした。

本小委員会は、平成 22 年 1 月から 2 月にかけて 3 回開催された。本報告書では、本小委員会における審議を踏まえ、工場立地法における太陽光発電施設の位置付けの見直し等について、具体的措置の方向性をとりまとめる。

1. 工場立地法施行後の効果

(1)工場における緑地・環境施設面積率の増加

工場立地法を施行した結果、工場における緑化の重要性の認識が高まるとともに、昭和48年においては緑地面積率が5.8%であったが、平成20年においては15.8%と大幅な増加を達成している。また、環境施設面積率(緑地を含む)についても、昭和48年においては9.9%であったが、平成20年には19.5%と倍増している。このような状況を踏まえると、本法が工場と周辺環境との調和に果たした役割は大きいといえる。



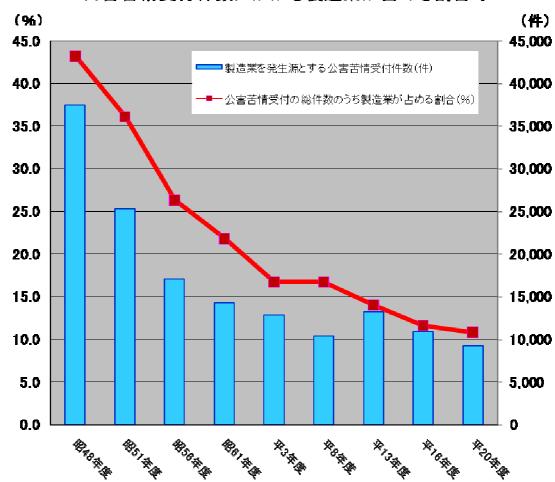
出典:事業者の届出を元に経済産業省作成

(2)製造業関連の公害苦情件数の減少

工場の周辺環境との調和の面からみれば、昭和48年度当時、公害苦情受付件数()は86,777件、そのうち製造業(生産工場)を発生源とする苦情の割合が約43.2%であったのに対し、平成20年度には公害苦情受付件数(86,236件)に占める製造業関連の苦情割合は約10.8%と低くなっている。こうした成果は、環境規制法令等の制度整備や、工場立地法の制定による効果であると考えられる。

()公害苦情受付件数とは、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口に寄せられた公害苦情の件数を集計したもの(総務省 公害等調整委員会)

公害苦情受付件数にかかる製造業が占める割合等



(注)ただし、平成6年度から調査方法の変更があり、件数は不連続となっている。

2. 工場立地法の見直し検討に至った背景

地域再生計画や構造改革特区計画における要望を受けて、平成 19 年に企業立地促進法における緑地等面積規制に関する特例措置を創設するなど、これまでも工場立地法の制度見直しに関する要望について、逐次検討を行い、時宜に応じた見直しを講じてきている。

今般、全国規模の規制改革要望(2009年)において「太陽光発電施設を緑地等へ位置付けること」等についての要望が提出され、これらの要望について、当省として実態を踏まえ必要な見直しを検討することが緊要となった。

また、平成21年12月8日閣議決定された政府の緊急経済対策においても、新たな需要創出に向けた規制改革の重点課題に「工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当」が位置付けられ、「年度内に速やかに結論を得る」こととされた。

このため、太陽光発電施設を工場立地法における「緑地」又は「緑地以外の環境施設」 (以下、単に「環境施設」という。)に位置付けること等について、本小委員会を開催し、 検討するに至った。

【参考】

「全国規模の規制改革要望 2009」

(1) 社団法人日本経済団体連合会からの要望事項

太陽光発電設備の設置面積の一定割合を緑地面積または環境施設面積に算入するべきである。

地方自治体は積極的に地方準則を活用し、地域の雇用確保のため生産性の向上、設備 更新を図る場合に環境施設面積の割合の緩和を図るよう、国が通達を出すべきである。 工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている。 緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30㎡) 以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすべきである。

(2)社団法人関西経済連合会からの要望事項

自治体制定の緑化条例(敷地面積 1,000 ㎡以上 9,000 ㎡未満が対象)において、自治体によっては太陽光発電施設を緑地とみなしている(大阪、京都、兵庫等)。一方、工場立地法(9,000 ㎡以上)においてはそれを認めていない。今後、建築物屋上設置の太陽光発電の施設面積を緑地の一部として充当する事を容認するよう求める。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抜粋)

- 6.「国民潜在力」の発揮
- (1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

制度・規制改革

< 具体的な措置 >

環境・エネルギー分野での制度・規制改革

- (イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応
 - ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面 積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を 得る。

3.工場立地法見直しにかかる検討

(1)工場立地法における太陽光発電施設の位置付けについて

見直しを検討する意義・必要性

近年の急速な地球温暖化問題への意識の高まりを背景として、省エネの推進や新エネの導入促進などの活動が盛んとなってきている。こうした活動は、単にコスト削減を通じた企業の競争力強化といった目的のみならず、社会貢献活動(CSR)を目的とした取組の一環としても行われており、企業が太陽光発電施設を設置するケースも増えてきていると考えられる。

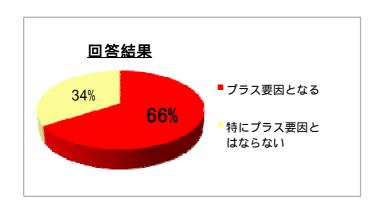
一方で、住民の太陽光発電施設に対する認識も大きく変化してきている。昨今、地球温暖化問題への社会的な関心が高まる中、国民の地球温暖化問題に対する意識も非常に高くなっており、地球温暖化問題への重要な対応策として「太陽光発電の普及」が認識されるなど、住民にとって、太陽光発電施設は「環境にプラス」になる施設であるとの意識が一般的になってきている傾向がある。

議論に先立ち、こうした状況、すなわち、工場等が自社の製造施設に加えて、工場 の屋上等に太陽光発電施設を設置するケースが増えてきているという状況や、住民が設 置された太陽光発電施設に対して感じる意識の変化が生じてきているといった状況を 踏まえ、今回の小委員会においては、「製造業などの工場が、自らが生産する製品の製 造施設とは別に、附帯的に設置する用益施設たる太陽光発電施設」を設置する場合に限 って、当該施設の位置付けをどのように取り扱うべきか検討するとの認識が共有された。 また、工場立地法での太陽光発電施設の位置付けを見直すと、太陽光発電施設の導入 が促進される効果も期待でき、こうした観点からも検討を進める必要性があり、その場 合は、国が行っているその他の政策との関係の中で、今回の見直しをどの様に位置付け るべきかについても併せて議論すべきとの意見もあった。この点については、今回の緩 和措置は必ずしも太陽光発電施設導入の十分なインセンティブにならないのではない かという意見もあったが、検討の結果、あくまで予算措置や税制上の優遇措置といった 直接的な導入支援策を側面的に支援する効果も有するものとの位置付けではあるが、 「規制緩和による直接的な導入促進効果」及び「工場立地法上で、環境に良い施設であ るとの認識が広がることによる間接的な導入促進効果」の両面を評価することができる のではないかという考え方に概ね意見が集約された。

【参考】

工場立地法における太陽光発電施設の規制緩和措置に対する企業意識

特定工場に対して行った「工場立地法制度運用に関するアンケート調査」()によると、「太陽光発電施設を環境施設として位置づける等の措置を実施した場合、太陽光発電施設の導入(又は追加設置)に対してプラス要因となる」との回答が66%となっている。



()経済産業省調べ

調査期間:平成21年12月28日

~ 平成 22 年 1 月 8 日

総発送数:5,000社(回答率 22.7%)

検討内容

. 太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて

検討するにあたり、今回の議論の対象となる太陽光発電施設の考え方、緑地及び環境施設の考え方、太陽光発電施設が持つ機能とその効果について整理すると、以下の通りである。

1)今回の議論の対象となる太陽光発電施設について

太陽光発電施設は、発電を行うための施設であり、もともと、生産施設としての取扱いがなされていた。しかし、平成20年の本小委員会での議論を経て、電気供給業が太陽光発電施設を設置する場合は「生産施設」、電気供給業以外の者が、直接製造・加工を行う工程とは別に、これらに附帯して設けられる用益施設として太陽光発電施設を設置する場合は、これを「生産施設以外の施設」(生産施設でも環境施設でもないその他の施設)とするとの整理を行った。

前述のとおり、本小委員会における今回の検討に当たっては、実際に設置が進んでおり、 周辺地域に与える影響が明らかとなってきている「生産施設以外の施設」としての太陽光 発電施設、すなわち、用益施設として設置される太陽光発電施設に対象を絞ることとした。

2)緑地の考え方について

本法において緑地は、「植栽その他の主務省令で定める施設」(法第4条第1項)と定義されている。緑地についての規定を設けている趣旨は、緑地が有する心理的効果、大気の浄化、騒音の防止、防災保安効果等といった効果を通じて「工場と周辺環境の心理的な融和等を通じた周辺の地域の生活環境の保持」を実現し、もって本法の目的を達成することであると考えられる。

なお、緑地として定めることができる施設は「植栽(樹木、芝生、草花などの植えられた土地)その他の施設」とされている。

3)環境施設の考え方について

環境施設について、本法では「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める(法第4条第1項)」と定義している。

緑地及び環境施設とは、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に、機能の点で類する施設」とし、その対象は、精神面での融和機能を有していることや、緩衝地帯としての機能を有していること(生産施設からの距離の確保)とされている。

4)太陽光発電施設が持つ機能と効果について

太陽光発電施設は通常、太陽光を電気に変換する太陽電池、太陽電池を設置する際に必要な器具、太陽電池によって発電された直流電流を一般の用に供するため交流電流に変換するパワーコンディショナ、及び電圧を調整するための変圧器などの周辺装置によって構成される。これらの設備が一体となって、太陽光というクリーンなエネルギー源を用いての発電を可能としている。

また、製造業などが自社の工場の屋上などに付加的に太陽光発電施設を設置する場合、 その太陽光発電施設が有する機能・効果については、以下の4点が考えられる。

・火力等その他の自家発電施設に比べて発電時の CO2 排出や騒音等の環境負荷が少なく、

例えば工場内における自家発電施設を代替した場合においては、CO2 排出量の削減効果が見込まれる。

- ・災害時に太陽光発電施設が設置される工場を開放することで、周辺住民が当該施設を非常電源として使用することが可能であることから、周辺地域に対して防災・保安効果が見込まれる。
- ・太陽光発電施設が設置されることで、地域住民の中で「環境対策に意識の高い企業である」との認識が醸成され、工場が存在することで生じうる不安感を減じる効果がある。 また、当該地域全体の環境貢献にかかるイメージ向上にも寄与する等、地域社会における融和効果も期待される。
- ・地域住民に開放し、見学を受け入れるなどによって、周辺地域における低炭素社会構築 等、環境意識向上への啓蒙効果といった心理面での効果が期待される。

5)太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて

太陽光発電施設を工場立地法上の緑地に位置付けることについては、前述の通り、緑地として定めることができる施設は「植栽(樹木、芝生、草花などの植えられた土地)その他の施設」に限定されており、委員からは「太陽光発電施設を緑地に代替することは困難である」という意見もみられた。こうした意見や緑地の持つ様々な効果を考えると、太陽光発電施設を緑地に位置付けることは難しいと考えられる。

一方で、前述の通り、太陽光発電施設設置によって期待される効果が、周辺の地域住民 との精神的な融和機能を有することから、太陽光発電施設を環境施設に位置付けることに ついて、適当であるとの見解で一致した。

. 重複の取扱いについて

太陽光発電施設の設置場所について、事業者に対する調査を実施したところ、工場等建築物の屋上に設置するケースが多かった。そのため、今般、太陽光発電施設を「環境施設」に位置付けるにあたり、他の施設等と重複した場合の取扱い(工場の屋上等に太陽光発電施設を設置する場合の取扱いも含む)についても、検討を行った。

本小委員会においては、太陽光発電施設を環境施設と想定した上で、他の施設等と重複して設置される場合は、以下のとおり取扱うことが適当であるといった議論が行われた。

1)生産施設と太陽光発電施設が重複した場合

現行の重複緑地や屋上緑化の場合の考え方と同様、生産施設と太陽光発電施設が重複している部分については、「生産施設」としてもカウントし、「環境施設」としてもカウントすることが適当。

2)緑地と太陽光発電施設が重複した場合

現行では、緑地と環境施設が重複している場合の取扱いについての明示的な規定はないが、緑地としての管理が十分なされている場合であれば、太陽光発電施設と重複している場合であっても、緑地としてカウントすることが適当と考えられる。

ただし、当該緑地については重複がない場合の緑地の機能を限定的にしか持ち得ない可能性が高いことから、例えば、「緑地面積の算入に用いる緑地」としては「敷地面積に当該地域の緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで」とすることが適当。

3)環境施設(太陽光発電施設を含む)と太陽光発電施設が重複した場合

「環境施設」としてカウントする(重複しての面積算入は認めない)ことが適当。

4)その他施設と太陽光発電施設が重複した場合

環境施設そのものであり、「環境施設」とすることが適当。

なお、現行の「建築物屋上等緑化施設」の扱いのように「太陽光発電施設を屋上等に設置した場合は、環境施設面積に算入できる面積について上限を設けるべきか」という点も論点となったが、太陽光発電施設の場合、敷地上に直接設置されているものと建築物屋上等に設置されているものとを比較した場合、その環境施設としての効果に大きな違いが生じないと考えられること等から、上限を設けないことが適当であるとの意見に集約された。さらに、太陽光発電施設が建築物等の壁面へ設置されるケースにおける面積の算定方法についても検討がなされたが、本法があくまで工場敷地の有効利用を図るための法律であることに鑑み、壁面へ設置された太陽光発電施設についても、建築物屋上等に設置した場合と同様に、水平投影面積を用いて面積の算定を行うことが適当であるとの結論を得た。

【参考】施設等が重複する場合の取扱いについて

重複する施設	生産施設	その他の施設	緑地	環境施設	太陽光発電施設(環境施設)
生産施設	生 産施設 (ニ重カウントしない)	生産施設	生産施設・緑地 ただし、屋上緑化等は、敷地面積に緑地乗じて得た面積の25%までしか緑地面積入5%までしか緑地面積入できない生産施設面積として別途算入する	生産施設	生産施設 ・環境施設 ・環境施設 生産施設については生産施設面積として別途算入する
その他の 施設	-	その他の施設	ただし、屋上緑化等は、敷地面積に緑地面積率(準則値)を乗じて得た面積の25%までしか緑地面積として算入できない	雨水浸透施設に ついては環境施 設として認めら れるケースもあ る。	環境施設
緑地	-	•	緑地 (ニ重カウントしない)	ただし、屋上緑化等は、敷地面積に緑地面積に緑地面積に緑地面積でな乗じて得た面積の 25%までしか緑地面積に算入できない	
環境施設		-	-	環境施設	環境施設
太陽光 発電施設 (環境施設)	-	-	-	-	環境施設

色付け部分:今回の検討範囲

_ _ _ _ 線枠内:現行制度の整理

. 緑地・環境施設面積率の変更について

本小委員会では、太陽光発電施設を環境施設に位置付けた上で、さらなる太陽光発電施設の普及促進や周辺地域の生活環境の保持の観点から「緑地・環境施設の面積率のあり方に対する検討の必要性」についても、論点として挙げられた。

しかし、委員からは「太陽光発電施設の緑地との代替については、もう少し慎重に考えた方がよい」、「太陽光発電施設の緑地への代替性の問題になると、かなりしっかりとした議論が必要である」、「緑地を純減することは非常に抵抗感がある」等、緑地面積を減じる形での緩和措置については慎重に検討すべきであるとの意見が多く見られた。

(2)緑地面積減少にかかる「軽微な変更」について

見直しを検討する必要性

工場排水管の閉塞や発塵する原料を使用する製品の需要急増など、安全衛生や環境保安上の問題が発生し、急ぎ緑地の一部に排水経路や排気装置等の施設を設置する必要が生じても、現行の規制では、変更許可が必要なため、設備の設置工事に着手するまでに30日以上を要し、安全衛生・環境保安上の処置が遅れるという課題があった。具体的な事例は、以下の通りである。

【具体的事例】

工場の増設にあたり、安全衛生上、原料保管タンクから加工プラントまで、地下パイプを設置する計画としたところ、点検孔の設置が必要となった。当該パイプについては、設計上、既に緑地が整備されている土地の地下を通さざるを得ず、緑地部分に点検孔を設けるために直径50cm程度の穴を開けること(緑地の減少)が必要となったことから、変更許可申請が必要となり、結果、申請期間中の業務停止を余儀なくされた。

検討内容

本小委員会においては、本件について軽微変更として認めることに、特段の異論はなく、緑地として認められる土地の最小単位が 10 ㎡超であることから、例えば安全・衛生や環境保全上の問題などに急ぎ対処が必要な場合には、「10 ㎡以下の緑地の減少」については軽微変更として取り扱うことが適当ではないかとの意見に集約された。

4.検討を踏まえた制度改正の方向性

(1)太陽光発電施設の位置付けについて

本小委員会としては、検討の結果を踏まえ、制度改正の方向性について以下のとおり、考え方を整理する。

太陽光発電施設の環境施設への位置付けについて

今回議論の対象とした「製造業などの工場が、自らが生産する製品の製造施設とは別に、附帯的に設置する用益施設たる太陽光発電施設」については、実際に設置が行われるケースが増加してきていることや住民意識の変化もあり、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼす恐れがなく、その機能・効果から見て、環境施設に位置付けることが適当。

また、今回の検討の中では、電気供給業を営む者が太陽光発電施設を設置する場合における、当該施設の環境施設への位置付けの適否については検討を行わないとの整理がなされたため、この点については現行の整理を踏襲することとする。

なお、「附帯的に設置される」太陽光発電施設を環境施設に位置付けるに当たっては、当該施設が生産施設ではないことを明確にする必要がある。そのため、「附帯的に設置される」太陽光発電施設のように、当該工場が主に生産する製品の生産工程とは別に、これに附帯して設置される施設で、周辺の地域の生活環境に悪影響を与えない施設については、これを生産施設から除く。

屋上に設置される太陽光発電施設の取扱いについて

太陽光発電施設は工場の屋上等にも設置されることが想定される施設であるが、現行の規定では、緑地の場合と異なり、噴水などの緑地以外の環境施設について、具体的なケースが想定されづらいとの理由から、何らかの施設の屋上に環境施設が設置されるケースは想定されていない。しかしながら、前述のとおり太陽光発電施設は工場の屋上等に設置されるケースが多いことから、屋上に設置される場合も環境施設として認めることを明らかにすることが必要である。

環境施設と緑地が重複した場合の取扱いについて

現行の環境施設の場合、緑地と重複するケースは想定され難いため、現行では、環境施設と緑地が重複した場合についての明示的な規定が存在していない。しかし、太陽光発電施設を環境施設として位置付けた場合は、芝生の上に設置される場合などが考えられるため、緑地と環境施設が重複した場合の取扱いについて規定を行う必要がある。

この点について、本小委員会では、例えば太陽光発電施設が芝生の上に設置された場合であっても、下に敷かれた芝生が緑地として適切に管理されていれば、これを緑地として認めることが適当ではないかという方向で意見が集約した。ただし、その場合、現行の重複緑地の考え方を参考としながら、環境施設と緑地が重複している場合も、重複している部分の緑地については、「緑地面積の算入に用いる緑地」としては「敷地面積に当該地域の緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで」とするなど、通常の緑地とは異なる取扱いをすることとする。

(2)軽微な変更への追加について

現行では、届出者の負担、行政事務の効率等の面から見て、変更の都度、届出をさせるまでもない事項を「軽微な変更」として省令第9条において列挙し、変更の届け出を不要としている。これまで、緑地面積率を満たしていても緑地の減少については「軽微な変更」として認めていなかった。

この点について、今般の見直しの要望を受け、現行制度で緑地として認められる土地の最小単位が 10 ㎡超であることから、例えば、安全・衛生上の問題などに急ぎ対処が必要な場合には、「10 ㎡以下の緑地の減少」については軽微変更として取り扱うこととする。

結語

本小委員会では、緊急経済対策で位置付けられた対応項目を検討するため、主に「工場立地法における太陽光発電施設の位置付け」に論点を絞って討議がなされたものであり、 喫緊の検討事項に対応するものである。そのため、本報告書に基づき問題が生じない範囲で、できるだけ早期に所要の制度改正が行われることを期待したい。

今回の議論の中で、委員からは、太陽光発電施設の位置付けに関連する話だけではなく、 緑地確保の重要性、企業における緑地整備以外の環境対策・貢献活動の位置付けの必要性 についての意見や、企業の環境意識の高まり等に応じた緑地規制のあり方など、多くの意 見が挙がった。また、工場立地法の仕組みそのものが、現代社会においてどのような意義 を持つのかといった本質的な議論をすべきとの意見も多く見られた。

今回、太陽光発電施設は「環境施設」として位置付けられることが適当との整理を行ったところであるが、こうした様々な意見についても留意することが必要であると考える。

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会 委員名簿

委員長 大西 隆 東京大学工学系研究科都市工学専攻教授

委員 清澤 貞二 兵庫県産業労働部産業振興局新産業立地課立地推進室長

下村 彰男 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

土屋 徳之 新日本石油株式会社社会環境安全部環境安全グループ

中村 健 川崎市経済労働局産業振興部工業振興課長

半田 真理子 財団法人都市緑化技術開発機構都市緑化技術研究所長

藤井 貞夫 川崎重工業株式会社 C S R 推進本部地球環境部長

前田 博 財団法人日本緑化センター常務理事

和田 正武 帝京大学経済学部教授

(五十音順:敬称略)

[オブザーバー]

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

財務省理財局総務課たばこ・塩事業室長

国税庁課税部酒税課長

厚生労働省医政局経済課長

農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室長

国土交通省都市・地域整備局都市計画課長

環境省総合環境政策局環境影響評価課長

(官制順)

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会検討経過

第1回小委員会 平成22年1月15日(金)

- ・小委員会の公開について
- ・工場立地法の概要及びその効果について
- ・小委員会開催に至った背景について
- ・検討にあたっての論点について
- ・工場立地法における太陽光発電施設の位置付け等について
- ・今後の進め方について

第2回小委員会 平成22年2月1日(月)

- ・太陽光発電施設の導入状況等について(ヒアリング)
- ・太陽光発電施設普及にかかる施策について
- ・工場立地法における太陽光発電施設の位置付けについて
- ・緑地面積減少にかかる軽微な変更の扱いについて
- ・今後の検討スケジュールについて

第3回小委員会 平成22年2月23日(火)

・工場立地法検討小委員会報告書(案)について